

第2回徳島県いじめ問題等対策審議会について

人権教育課

平成30年度 第2回 徳島県いじめ問題等対策審議会について

日 時	平成30年9月6日(木) 午前10時から正午
場 所	県庁10階 大会議室
会次第	1 開 会 委員15名中12名出席 (1)教育委員会あいさつ 美馬教育長 (2)会長あいさつ 阿形会長
2 協 議	(1)いじめ問題等対策検討部会から報告 (2)ネットいじめ・トラブル対応のための保護者用啓発資料について
3 閉 会	

協議内容

(1)いじめ問題等対策検討部会から報告

- ・保護者対象にA4裏表1枚の啓発資料を小学校用と中学校・高校用の2種類作成。
- ・これからスマートフォンや通信機器を持つであろう小学生の保護者、すでに持っている割合の高い中学生・高校生の保護者に対して、どういった内容が良いか検討した。
- ・できるだけ見ていただける、読んでいただける、理解していただけるということを重点的に考え、見やすく興味関心を持っていただけるものにする必要がある。
- ・子どもと保護者が一緒に考え、守っていくルールや約束事も記載する方が望ましい。

(2)ネットいじめ・トラブル対応のための保護者用啓発資料について（意見交換）

- ・保護者もルールやマナーと一緒に守ることが大切である。保護者がルールやマナーを守っていない家庭が多いので、そこを強調した方が良い。
- ・サブアカウントで別人になりますとして、ひぼう中傷や悪口を書いたりする人が増えてるので啓発資料に入れると保護者も意識する。
- ・スマートフォンを持っていない子もいるので、持っているという前提のメッセージだけになると、持っていない子や保護者はどう受け止めるか。その辺りも検討が必要。
- ・何々をしてはいけないという否定的なものは、禁止・管理のメッセージで、やってはいけないことを求めているだけで達成感はない。こんな利用をしてほしいという好ましい状況も記載した方が良い。
- ・フィルタリングさえ設定していたら大丈夫だと思っている保護者もいるので、フィルタリングで防げるものの、防げないものを注意喚起する内容が必要である。
- ・ゲーム機器でインターネットにつながって、様々な人とゲームをしている子どももたくさんいる。危険なのはスマホだけではないことを強調した方が良い。
- ・保護者に、こういう問題があるからこうしましょうと、段階的な構成が必要。情報が羅列されていると、基本のメッセージが何か分かりにくい。
- ・いじめ問題等対策審議会ということで、いじめや他人を傷つけないというメッセージを強調すべきでは。
- ・多くの情報を伝えようとして、結局何も伝わっていないということにならないように。
- ・どのようにすれば資料が保護者に確実に届いて見ていただき、それが今後の家庭での話し合いにつながっていくのか、配布の方法についても検討が必要。